

大阪市立神路小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「思いやりの気持ちをもつ子ども」育成のために「神路小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み（教職員・児童の意識改革についての方策等）
- ② いじめの未然防止・早期発見のための取り組み
- ③ 家庭・地域と連携した、早期発見、早期解決の取り組み

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応について

チャイムが鳴ったら席に着く、授業の始めと終わりのあいさつを礼儀正しくすることに取り組む。「聞く」「見る」「考える」「話す」といった学習するための基本的な学習習慣を身につけさせ、児童が自分の考えを話す場を保証するとともに、他者の考えを聞き、その考えを尊重できるようにする。また、少人数授業を取り入れ、学習面で配慮の必要な児童への支援をしやすいようにする。

② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおける具体的な取り組みについて

すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することで「わかる授業」づくりをすすめて、教員が積極的に授業を公開し互いに参観しあう機会を位置づける。

③ 指導力の向上に関しての取り組みについて

多様な考えを生み出し、話し合うことができる発問の工夫に取り組み、教員が多様な考えを認める立場に立って、児童一人一人が異なる考えを認め合い考え合えるようにする。

(2) 自己有用感を高めるために

① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組みについて

全員で一つのことを成し遂げるに当たって、個々の児童の役割を明確にすることで自己の成就感を感じ取れる活動内容を考え実践する。また、児童が活動に主体的に取り組めるようにする。

② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくりについて

縦割り班活動での異学年の交流を通して、頼り頼られることで児童自身が自己有用感を感じ取れるようにする。教員は縦割り班において責任を持ち、自分の担当の班として積極的ににかかわることで、担任以外の教員との接点を児童が多く持てるようにする。

③ 児童を認め、褒める指導を充実させるための取り組みについて

児童の学校生活を観察し、頑張っているところや良さが出ているところを教員が評価し「いいところみつけ」で紹介する。また、児童同士で仲間の良さをを見つける活動に取り組み、お互いを認め合えるようにする。

④ 児童が自分の居場所として安心できる学級環境づくり

集団活動が苦手だったり、コミュニケーションが不足しがちだったりする児童に対して無関心になることで、当該児童が疎外感に苦しむことがある。積極的な無視より見えにくい無関心の状況を生み出さないよう、常に教員が全員の児童の存在感を意識した学級経営を工夫する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 道徳教育や学級活動の充実を図る取り組みについて

道徳・学級活動の年間計画を見直し内容の充実を図り、児童の自尊感情を高める。

② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組みについて

異学年交流を通して他人を思いやる気持ちを醸成する。また、動植物の飼育栽培を通して命の大切さを実感させる。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導について

いじめを認識しながら放置したり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを助長する行為として許されないことをあらゆる場面を通して指導する。

④ 情報モラルに関する取り組みについて

インターネットやメール、SNSなどを使った人権を侵害する誹謗中傷は、許されないことを指導するとともに、家庭や地域と連携して情報モラルの浸透を図る。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 児童観察の充実と情報の共有化について

(ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)

教員が、気になる児童の変化や行動を発見した時は、(いつ、どこで、だれが、だれと、何を、どのように)をメモなどに書いて情報を共有できるようにし、管理職に報告し必要に応じて関係教職員を招集するなどして対応に当たるようにする。

② アンケート調査の活用、教育相談(個人面談)の実施について

学期ごとに「いじめアンケート」をとり、いじめの事象があった場合はいち早く面談をするなどして解決に当たり、いじめを放置することがないようにする。

③ 外部機関との連携について

こども相談センターや区保健福祉課、東成警察など、いじめに関する相談窓口に学校が積極的に相談するなどして解決を図る。

いじめ相談窓口の周知について

いじめに関する相談窓口を学校ホームページ等で保護者に周知する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① いじめ事案を委員会(管理職等)へ報告する体制について

いじめを発見した教職員は一人で対応できないようであればすぐに応援を呼び複数で対応する。その対応について生活指導部会(以下、部会とする)担当者に報告し担当者は管理職に報告する。

② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて(情報の共有化・教職員の連携等)

部会での内容は、速やかに全教職員に周知し、内容の共有を図る。また、教職員は、いじめの事象ととらえた場合は些細なことでも担任や部会担当に連絡し情報の共有化を図る。

③ 被害児童生徒の保護、加害児童への指導について

情報収集を綿密に行い、被害児童の安全確保を最優先し、加害児童には毅然とした態度で指導に当たる。

家庭・地域との連携について

- ・ 被害児童、加害児童の家庭と連携を密にとり、児童の変容を把握するとともに、地域の民生委員及び主任児童委員からも地域での対象児童の様子について状況を把握できるようにする。

ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

- ・ 6年生について携帯電話等の学習時間をとる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 組織名称「いじめ対策委員会」

構成 管理職・教務主任・生活指導部長・養護教諭・学年主任・人権教育担当
特別支援教育コーディネーター（必要に応じて担任）

- 役割 ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②【年間計画】

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（各学期に1回）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
必要に応じて随時

【研修会】

- ・ 人権教育実践研修会（11月）
- ・ 生活指導研修会（8月）
- ・ 児童理解研修会 年12回（毎月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発について

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開し、家庭や地域の理解を得る。

② 学校協議会への提案・協力体制について

- ・ 学校協議会で「学校いじめ防止基本方針」を提示する。
- ・ 学校協議会において学校のいじめ対策について意見を得る。

(3) 取り組み内容の検証

① P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連について

いじめ防止に向けての取り組みを指標に表し、取り組み状況を振り返り改善する。

② 取り組み評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止についての改善方法について

いじめ防止に向けての教職員アンケートでの取り組み改善や外部講師を招く等、いじめ防止に向けての研修を実施する。

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について

学校の設置者の指導のもと、以下のような対応をとる。

- ・ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・ 調査結果を学校の設置者に報告
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる

③ 調査組織の設置や事実関係の明確化について

- ・ 学校の設置者の指導のもと、調査組織を設置し、設置者から地方公共団体の長等に報告する。

被害児童及びその保護者への適切な情報提供について

- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

教育委員会への報告について

- ・ 設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

※ いじめ発見の際のおおまかな流れ

